

# 公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学組織規則

令和3年4月1日 規則第5号

## 第1章 総則

## 第2章 法人組織

## 第3章 大学組織

### 第1節 教員組織

### 第2節 事務局組織

## 第4章 雑則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学（以下「法人」という。）の組織について、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学定款（以下「定款」という。）並びに静岡社会健康医学大学院大学学則（令和3年規則第6号。以下「学則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定め、法人及び静岡社会健康医学大学院大学（以下「大学」という。）の事務の適正かつ能率的な執行を図ることを目的とする。

## 第2章 法人組織

### (法人事務局組織)

第2条 法人に法人事務局を置く。

2 法人事務局に総務経理課及び監査課を置く。

### (職制)

第3条 法人事務局に、事務局長（以下「法人事務局長」という。）、事務局次長、参事、課長、課長代理、主幹、室長、主査、主任及び主事の職を置く。

2 理事長は、前項のほか必要な職を置くことができる。

3 理事長は、必要と認めるときは、顧問、有期雇用職員を置くことができる。

### (分掌事務)

第4条 第2条第2項に規定する課の所掌事務は、理事長が別に定める。

### (職員の分担事務)

第5条 職員の分担事務は、法人事務局長が定める。

## 第3章 大学組織

## 第1節 教員組織

### (学長)

第6条 大学に置く学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 学長は、大学の教育及び研究に関する事項について、決定を行うに当たり、別に定めるところにより教授会の意見を求める。

3 学長があらかじめ指名した副学長が、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

4 学長があらかじめ指名した者が、学長及び副学長に事故があるときはその職務を代理し、学長及び副学長が欠員の時はその職務を行う。

(副学長)

第7条 大学に置く副学長は、学長を助け、命を受けて、大学の教育及び研究に関する所管事項をつかさどる。

2 副学長の任期及び選考に関する事項は、別に定める。

(研究科長)

第8条 大学に置く研究科長は、学長の命を受けて、社会健康医学研究科（以下「研究科」という。）の教育及び研究に関する業務を総括する。

2 研究科長の任期及び選考に関する事項は、別に定める。

(社会健康医学研究センター長)

第9条 大学に置く社会健康医学研究センター長（以下「センター長」という。）は、学長の命を受けて、社会健康医学研究センターに関する業務を総括する。

2 センター長の任期及び選任に関する事項は、別に定める。

3 センター長があらかじめ指名した者が、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠員のときはその職務を行う。

(図書館長)

第10条 大学に置く図書館長は、学長の命を受けて、次の業務を総括する。

(1) 附属図書館の運営管理に関する事項

(2) 附属図書館資料の収集、保存及び閲覧等に関する事項

2 図書館長の任期及び選任に関する事項は、別に定める。

3 図書館長があらかじめ指名した者が、図書館長に事故があるときはその職務を代理し、図書館長が欠員のときはその職務を行う。

(副研究科長)

第10条の2 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長は、研究科長を補佐し、研究科長から指示された事項等の職務を行うとともに、研究科長に事故があるときはその職務を代理し、研究科長が欠員のときはその職務を行う。

3 副研究科長の任期及び選考に関する事項は、別に定める。

(副センター長)

第10条の3 社会健康医学研究センターに、副センター長を置く。

2 副センター長は、センター長を補佐し、別に定めるもののほか、センター長から指示された事項等の職務を行うとともに、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠員のときはその職務を行う。

3 副センター長の任期及び選考に関する事項は、別に定める。

(領域長)

第11条 研究科に、次の領域長を置く。

(1) 領域長 (疫学領域)

(2) 領域長 (医療統計学領域)

(3) 領域長 (環境健康科学領域)

(4) 領域長 (行動医科学・ヘルスコミュニケーション学領域)

(5) 領域長 (健康管理・政策学領域)

(6) 領域長 (ゲノム医学領域)

(7) 領域長 (聴覚領域)

2 領域長は、上司の命を受け、研究科の教育研究等に関する企画、立案及び連絡調整に参画する。

3 領域長の任期及び選考に関する事項は、別に定める。

(その他の職)

第12条 理事長は、前6条に規定する職のほか、必要な職を置くことができる。

2 理事長は、必要と認めるときは、有期雇用職員を置くことができる。

3 前2項に規定する職の任用に関する事項は、別に定める。

## 第2節 事務局組織

(大学事務局組織)

第13条 大学に置く事務局(学則第8条で規定する事務局。以下「大学事務局」という。)に、総務経理課、教務課を置く。

(職制)

第14条 大学事務局に、事務局次長、参事、課長、課長代理、主幹、室長、主査、主任及び主事の職を置く。

2 理事長は、前項のほか必要な職を置くことができる。

3 理事長は、必要と認めるときは、有期雇用職員を置くことができる。

(職務)

第15条 大学事務局に置く事務局長(以下、「大学事務局長」という。)は、事務局の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、所管事項を整理し、大学事務局長を補佐する。

3 参事は、所属の重要事項に関する事務を処理する。

4 課長は、上司の命を受けて所掌事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

5 各課の所属職員は、上司の命を受けて、分担事務を処理する。

(分掌事務)

第16条 第13条に規定する課の所掌事務は、理事長が別に定める。

(職員の分担事務)

第17条 職員の分担事務は、大学事務局長が定める。

#### 第4章 雑則

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、理事長が定める。

(規則の改廃)

第19条 この規則の改廃は、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年3月3日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。